

【事件 1】

靖国放火容疑の中国人、日本へ引き渡し拒絶 ソウル高裁

日本経済新聞 2013 年 1 月 3 日

【ソウル＝小倉健太郎】靖国神社に放火した疑いがあり、韓国で拘束されていた中国人の劉強容疑者（38）の身柄について、ソウル高裁は3日、日本への引き渡しを拒否する判断を下した。日本は犯罪人引き渡し条約に基づき引き渡しを求めていたが、劉容疑者は同条約が送還の対象外と定める政治犯と認定した。改善基調にある日韓関係に水を差す可能性もある。

ソウル高裁は劉容疑者を政治犯とした理由に(1)靖国神社には戦犯が合祀（ごうし）されており政治的象徴性がある(2)同神社への放火容疑には政治的目的との有機的な関連性が認められる——などを指摘。そのうえで「政治犯を引き渡すのは韓国の政治秩序と憲法理念だけでなく、大多数の文明国家の普遍的価値を否認する」ことだとした。

韓国法務省は近く劉容疑者を釈放する。弁護士によると本人は中国に戻る意向。日本は中国と犯罪人引き渡し条約を結んでおらず、身柄を求めるのは難しくなる。劉容疑者が政治犯だとして日本に引き渡さないよう求めていた中国は3日、外務省の華春瑩副報道局長が「結果を歓迎する」とコメントを出した。

劉容疑者は2012年1月に在韓日本大使館にも火炎瓶を投げ込み、この事件では韓国で有罪が確定、11月まで服役していた。その取り調べ過程で、11年12月の靖国神社放火も自供したため日本政府が引き渡しを要請し、韓国法務省は刑期終了に合わせ、身柄の扱いに関する審査をソウル高裁に請求していた。

韓国メディアによると、劉容疑者は韓国での裁判などで祖母が朝鮮半島出身で旧日本軍の従軍慰安婦だったと説明。日本が同問題の日韓協議を拒否したため腹を立てて靖国神社での犯行に及んだと話しているという。



日本政府は3日、ソウル高裁の判断について、在韓日本大使館を通じて韓国外交通商省に抗議した。日韓犯罪人引き渡し条約上、日本に引き渡すべきだと改めて要請した。

日韓関係は12年8月に李明博（イ・ミョンバク）大統領が島根県の竹島（韓国名・独島）に上陸したのを機に悪化。ただ、最近は両国とも指導者が交代するのを機に改善機運が浮上していた。4日には安倍晋三首相の特使として額賀福志郎元財務相が訪韓し、朴槿恵（パク・クンヘ）次期大統領と会談する。日本政府は劉容疑者の身柄引き渡しは引き続き求めていくが、日韓関係全体に影響することは避けたい考えだ。

靖国放火の中国人、韓国出国し上海へ 高裁決定受け

日本経済新聞 2013 年 1 月 4 日

【ソウル＝共同】2011年12月に靖国神社に放火した後、在韓日本大使館に火炎瓶を

投げ付けて韓国で服役した中国人、劉強元受刑者（38）が4日午前（日本時間同）、韓国から空路中国・上海へ出国した。韓国法務省当局者が明らかにした。

劉元受刑者に対しては日本が韓国との犯罪人引渡条約に基づく引き渡しを求めていたが、ソウル高裁が3日、放火は従軍慰安婦問題での日本の態度に抗議する目的があり劉元受刑者は「政治犯」と認定、引き渡しを拒否する決定を出した。

劉元受刑者は同日夜にソウルの拘置施設から釈放され、中国大使館の施設へ移っていた。日中間には犯罪人引渡条約がないため、劉元受刑者を日本警察が調べて靖国放火事件の全容を解明することは難しくなった。

日本政府は3日に韓国政府に抗議し、引き続き引き渡しを求めていた。

劉元受刑者の処遇は両国間の新たな摩擦の種になる可能性があるが、韓国は問題の早期終結を狙い劉元受刑者の出国手続きを急いだ可能性がある。

劉元受刑者は靖国神社の門の周辺に放火した後、昨年1月8日にソウルの日本大使館に火炎瓶を投げ付け現場で逮捕され、懲役10月の実刑が確定し服役した。

【事件2】

国際手配容疑者、ペルーで拘束 群馬の男性刺殺事件

日本経済新聞 2010年7月8日

群馬県警に7日までにいった連絡によると、同県太田市で2001年に男性作業員が刺殺された事件で、県警が殺人容疑で国際手配していたペルー国籍のリカルド・モイセス・ディアス・サンチェス容疑者（43）の身柄をペルーの警察当局が6日、拘束した。

日本政府がペルーに代理処罰（国外犯処罰規定による訴追）を要請していた。代理処罰をめぐるのは07年からブラジルで訴追が進んでいるが、ペルーでは初のケースとなる。

手配容疑は01年10月14日、太田市小舞木町の公園トイレで木村唯雄さん（当時69）の背中などを刃物で刺し、失血死させた疑い。

群馬県警によると、現場でディアス容疑者の指紋が見つかったことなどから殺人容疑で逮捕状を取り、国際刑事警察機構（ICPO）を通じて国際手配。日本政府が07年、ペルーに代理処罰を求めた。

ペルーの地元テレビによると、国際手配直後、「事件には一切関係していない」などと語っていた。〔共同〕

群馬男性殺害代理処罰、ペルー裁判所が禁固8年

日本経済新聞 2010年10月7日

【サンティアゴ＝共同】群馬県太田市で2001年に男性作業員が刺殺された事件で、

日本政府の代理処罰（国外犯処罰規定による訴追）要請を受けてペルーのリマ高裁が殺人罪で審理していたリカルド・モイセス・ディアス・サンチェス被告（43）の判決公判が6日開かれ、キスぺ裁判官は求刑通り禁固8年を言い渡した。

代理処罰事件では、南米ではブラジルの2事件で有罪判決が確定しているが、ペルーでは初判決。あわせて罰金3万ソル（約90万円）も言い渡した。検察側、被告側ともに判決を受け入れ、判決は同日確定した。

公判で被告は罪状を認めて謝罪。被告側は、刑事訴訟法で刑を減らす理由となり得る「誠実な告白」をしたとして法定刑の下限（禁固6年）への減軽を求めた。裁判官は被告には同種の犯罪の前科はなく陳述も誠実だと認めたが、量刑には反映させなかった。

判決によると、被告は01年10月14日、太田市内の公園トイレで木村唯雄さん（当時69）の背中などを刃物で刺して殺害した。

被告は04年に不法残留で日本から強制退去処分となりペルーに帰国。ペルーの間には犯罪人引渡条約がなく、日本政府は07年に木村さん殺害容疑でペルー側に処罰を求めた。被告はこの間、家族と共にリマ北部の貧困地区に潜伏、警察が今年7月に身柄を拘束した。